

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
知多市産業立地促進条例	H18.12 H20.6 改正 R3.4 改正	1.工場等新設奨励金 (1)工業地域、工業専用地域、又は市街化調整区域に敷地面積 5,000 ㎡(市内に工場等を有する企業は 2,000 ㎡)以上の工場等を新設し、かつ敷地面積の 10%以上の緑地を整備すること (2)物品の製造、加工又は修理、新エネルギー、物流、研究開発のいずれかの事業の用に供される工場等であること (3)固定資産取得費用が5億円以上あること (4)高度先端産業立地促進奨励金、愛知県 21 世紀高度先端産業立地補助金の交付を受けていないこと	・課税初年度から3年間における各年度の固定資産税(償却資産を除く) ・都市計画税相当額を交付 ・限度額なし ※土地は、工場等の建設工事着手日前3年以内に取得したものでなければ奨励金の対象外
		2.工場等増設奨励金 (1)中小企業者による工場等の増設、建替えであること (2)物品の製造、加工又は修理、新エネルギー、物流、研究開発のいずれかの事業の用に供される工場等であること (3)固定資産取得費用が1億円以上あること (4)増設又は建替え後の工場等の延床面積が、従前と比べて 20%以上増加すること (5)高度先端産業立地促進奨励金、愛知県 21 世紀高度先端産業立地補助金の交付を受けていないこと	・工場等新設奨励金と同じ ・限度額単年度1億円
		3.高度先端産業立地促進奨励金 (1)中小企業者が高度先端産業に該当する事業を営む工場等を新設又は増設すること (2)土地を除く固定資産取得費用が2億円以上あること (3)常用雇用従業員を新たに5人以上雇用すること (4)同一事業所内で過去に高度先端産業立地	・土地を除く固定資産取得費用の 10%を交付(限度額1対象 10 億円)

		促進奨励金、愛知県 21 世紀高度先端産業立 地補助金の交付を受けていないこと	
--	--	--	--